

人間行動学科 地理学コース

伝統野菜の地域性を維持する取り組みの実態と課題
—大阪府なにわの伝統野菜を事例に—

学部 文学部

卒業年度 平成30年度

学籍番号 A15LA072

たきぐち みやこ

瀧口 都

平成 30 年度卒業論文

伝統野菜の地域性を維持する取り組みの実態と課題
—大阪府なにわの伝統野菜を事例に—

A15LA072 瀧口都

目次

I はじめに

- 1) 研究の背景
- 2) 研究の意義と調査方法

II 育種技術の向上と伝統野菜の衰退

- 1) 野菜生産の変遷
- 2) F1 育種の普及と伝統野菜への注目

III なにわの伝統野菜認証制度の概要

- 1) なにわの伝統野菜認証制度が始まるまで
 - (a) 「なにわの伝統野菜」4品目の復活
 - (b) 大阪府による伝統野菜普及への取り組み
- 2) なにわの伝統野菜認証制度とは
- 3) 種子の入手方法に関する規定
 - (a) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研所から入手する場合
 - (b) 在来品種を自家採種する場合
 - (c) 種苗店から購入する場合

IV なにわの伝統野菜の生産者団体における実態

- 1) JA 大阪中河内松原地区難波葱部会
- 2) JA 大阪南なにわの伝統野菜部会
- 3) 大阪市なにわの伝統野菜生産者協議会
- 4) 生産者団体における実態

V おわりに

キーワード

なにわの伝統野菜，種子，地域ブランド，地域性、生産者団体

I はじめに

1) 研究の背景

今日の大量生産大量消費社会では、農業において農作物の品種改良が盛んにおこなわれており、現代の農業においては、品種改良によって生まれた F1 品種が主流となっている。F1 品種は、地域ごとにつくられていた固有種の農作物よりも育てやすく品質が安定するうえに収穫量も多いという特徴があり、大量生産の時代に適している。F1 品種の普及によって、長年地域ごとに作られ、地域独自の食文化を形成してきた固有種の野菜が栽培されなくなってきた。大量生産に適した画一的な品種の普及の反動として、近年、地域ごとに作られていた固有種の野菜を「伝統野菜」として地域ブランド化して地域の活性化を図ろうとする動きが始まっている。地域ブランド化されている地域固有の野菜の呼称は、在来作物、ふるさと野菜、地方野菜など、地域によって様々である。本稿では、各地域に点在する固有種野菜かつ地域ブランド化されている野菜を「伝統野菜」と定義する。経済産業省知的財産戦略本部は地域ブランドについて、「地域ブランド化とは、地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結び付け、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な活性化を図ることである。」と定義している。

様々な都道府県や地方自治体が、それぞれの地域で昔から育てられてきた野菜の品種を伝統野菜として認証し、普及活動を行っている。近畿地方の都道府県の伝統野菜としては、京都府の京の伝統野菜（いわゆる京野菜）、奈

良県の大和の伝統野菜，兵庫県ひょうごのふるさと野菜，滋賀県の近江の伝統野菜，大阪府のなにわの伝統野菜があげられる。また，伝統野菜の認証基準も都道府県や地方自治体によって多様である。

F1品種の種子の流通・再生産体制と，衰退しつつある固定種野菜の種子の流通・再生産体制には大きな違いが見受けられる。第II章で詳述するが，F1品種は一代交配種であり，栽培農家自身が採種を行うことは少ない。そのため，栽培農家は，種苗会社等から種苗を購入し，栽培する。F1品種の種子の再生産体制は種苗会社によって確立され，安定した種苗の供給が可能となっている。

一方で，伝統野菜における種苗の流通・再生産は不安定であると考えられる。固有種野菜のほとんどは栽培が難しく，自家採種が主であり，栽培する農家が少なく，消費者からの認知度も低いので，需要も供給も不安定である。したがって，多くの伝統的な野菜においては，種苗の再生産の体制も確立されていないと考えられる。

例外として，伝統野菜の先駆けともいえる「京野菜」については，種苗の再生産が確立されている。京野菜は，京都府の研究機関や種苗会社が開発した改良品種によって府内（京都市外）の振興産地での生産が拡大してきたという（鬼頭，2008）。また，近年では，他府県において，種苗会社が育成したF1種苗による京野菜の生産が増加している。京野菜においては，「加茂なす」が「早生加茂なす」に，「山科なす」が「千両2号なす」に，「聖護院かぶら」は「早生大蕪」へなど在来品種が一代交配種に変わったという（住田，2000）。伝統野菜は，本来の生産地

で在来の種苗を使って、いわゆる生息域内保全を行いながら生産されるのが望ましいが、それでは十分な生産量が確保できない、あるいは経済的に見合わないとなれば、改良品種を使って地域で生産するのは伝統野菜の地域内保全のひとつの有効な方法である（鶴田・藤原，2004）。しかし、京野菜生産の外延的拡大は、京野菜の地域性を揺るがすものであるとも考えられる。

京野菜のように、伝統野菜への多くの需要を満たすためには、品種改良や原産地域以外での生産が不可欠な要素となっている。しかし、その場合には、地名ブランドとしての伝統野菜の地域性が揺るぐことになる。また、伝統野菜の需要が少なければ、伝統野菜を栽培する農家が減少し、衰退もしくは絶滅するという事態に陥ってしまう。このような状況が、伝統野菜の地域ブランド化における現状であるといえるだろう。

2) 研究の意義と調査方法

鶴田・藤原（2004）は、奈良県の大和野菜の種苗の再生産体制について研究し、地域内でのタネの保全を意図して、インフォーマルな各農家の自家採種と並行する形で優良種子を再生産するための集団的な仕組みが存在することを明らかにした。また、根本・西川（2007）は、自家採取種子のみを販売する小規模種苗会社、民間の有機農業コンサルタント及び意欲的に地域適応品種の育成に取り組む農民の地方品種遺伝資源の管理に対する取り組みとそれぞれの関係を明らかにした。また、富吉（2015）は、在来品種の栽培農家が減少し多様な主体による在来

品種の管理システムが必要な台湾において、在来種子の保全体制の特徴を明らかにした。

また、周ほか（2016）は、市場と消費者という2つの視点から、京野菜地域ブランド化プロセスを分析し、その成果への評価をした。片上（2011）は、奈良県の大和野菜を事例に、地域固有の食文化である伝統野菜が、地域の持つ資源を新しく意味づけする人々によって、観光の対象として形成されるプロセスを明らかにした。

以上のように、固定種の種子における種子の保全に関する研究や地域ブランドの成果や形成過程に関する研究は存在する。また、伝統野菜の種子の保存体制や再生産体制に関する研究は存在し、保存体制と種子の活用に関する考察は行われている。しかし、地域に根付く固定種の種子に関する先行研究では、保全体制や再生産体制及びその活用について言及されているだけであることが多い。また、野菜の地域ブランドを観光や地域活性化という観点で論じている研究は多々存在するが、野菜の地域ブランド化においてどのようにその地域性を維持しているかということに関する研究はなく、種子という観点から地域性の維持について考察することは大きな意義があると考える。

今回、調査対象とするのは、大阪府の伝統野菜である「なにわの伝統野菜」である。大阪府は、古代から大陸諸国への玄関口として、また近世には商工業や交易の中心地として栄え、「天下の台所」「食い倒れの町」と呼ばれてきた大阪には、各地から多種多様な食材や農作物の種子が集まっており、その中から大阪の気候風土にあっ

た野菜が選抜・改良され、「なにわの伝統野菜」と呼ばれる地域特産野菜として長年にわたり作り続けられてきた。また、2005年に始まったなにわの伝統野菜認証制度では、種子に関する厳しい制限がかけられており、その制限がなにわの伝統野菜という地域ブランドの地域性に大きな影響を及ぼしていると考えられる。

本稿では、育種技術の向上による野菜生産の発展とそれに伴う固定種野菜の衰退の歴史及び、大阪で昔から生産されてきたなにわの伝統野菜の概要を踏まえたうえでなにわの伝統野菜の種子に関する規定を概説し、なにわの伝統野菜の地域性がどのように維持されているのかを明らかにする。また、大阪府が定める規定のなかで、なにわの伝統野菜の生産者がどのように種子の保存・再生産を行っているのかについて、生産者団体である「JA大阪南なにわの伝統野菜部会」「JA大阪中河内松原地区難波葱部会」「大阪市なにわの伝統野菜生産者協議会」における3つの事例を通じて考察する。

II 育種技術の向上と伝統野菜の衰退

1) 野菜生産の変遷

現在、日本各地で栽培され、食用として利用されている野菜には、古くから日本の野山に自生していた植物を食用とし、その中から栽培に適した種類を選抜し栽培化したものと、縄文・弥生時代から奈良・平安時代、鎌倉・室町・江戸時代を経て明治・大正・昭和・平成に至るさまざまな時代に諸外国から導入されたものがある（藤田，2005）。野菜の生産は、育種技術の進歩によって発

展してきたといえる。阿部（2015）によると、野菜生産の発展には、大きく3つの画期が存在するとし、日本における野菜生産の画期を以下のように説明している。

野菜育種は第一の画期である江戸時代中後期の商品野菜生産の開始とともに始まった。東京の練馬大根、愛知の宮重大根、大阪の天満大根、京都の聖護院大根、愛知・岐阜の守口大根、鹿児島の子島大根というように、各地の土地条件にあった個性的な野菜が誕生したのも、この頃とされる。（中略）江戸時代の野菜育種は、農民の経験知によるところが大きく、形や大きさを揃える技術体系、すなわち、「固有種」を育成する技術の体系化までには至らなかった。在来種から固定種を育成する技術体系が確立するのは、第二の画期であった。明治中期以降、近代都市が形成され、都市人口が増加すると野菜の需要が拡大し、野菜生産の商品化が進んだ。各地に野菜の市場が成立すると、出荷する野菜の均質性が求められるようになり、野菜の育種にも新たな対応が迫られるようになった。そこで、形や大きさが不ぞろいな在来種から、形や大きさの揃った品種を選抜・固定する技術が体系化され、固定種が作り出された。つまり、日本における第一次の野菜産地の形成期というべき第二の画期が、固定種の野菜が作られ、大量に生産、流通した時期なのである。昭和41（1966）年に野菜生産出荷安定法¹⁾にもとづく野菜指定産

地制度が成立すると、野菜生産はさらに新たなステージに進むことになる。野菜指定産地制度とは、指定された野菜の出荷総数の二分の一以上を指定消費地域に出荷する義務を負う代わりに、出荷品目の価格が一定化に下落した場合に野菜供給安定基金を通じて生産者補給金が交付される制度である。このため、一種類の野菜の大産地化が進むとともに、「F1品種」の普及も格段に進んだ。

上述のとおり、日本の野菜生産の変遷は、育種技術の向上や日本の農業に関する制度や法律の変化と深くかかわっている。明治後期から大正期にかけて、系統分離育種²⁾や個体選抜育種³⁾によって在来品種から固定種が生み出され、大正末期からは、計画的な交雑育種が行われるようになり、F1品種が誕生し普及していくことになる。このような野菜生産の発展の過程で、地域に根付き、独特の味や風味を持った固定種の野菜の多くが失われることになったのである。

2) F1品種の普及と伝統野菜への注目

現在の農業において生産されている野菜のほとんどはF1品種であるといわれている。したがって、現在の農業に大きな影響を与えたのは、F1品種の研究の活発化であると考えられる

F1育種の研究は1921年に埼玉県農業試験場で開始され、最初の実用F1品種なす「浦和配合1・2号」が公表された。埼玉県農業試験場のF₁品種育成を契機に、各府

県の農事試験場でもナス・スイカ・キュウリなどの F₁ 品種がつぎつぎ育成された（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会，2008）。このように，野菜の品種改良は戦前までは，官公立の農業試験場が中心となり，また，篤農家に負うところも多かった，しかし，戦後になり種苗業者による組織的な育種が始まり，次第に野菜育種の主流となった（山下，1996）。

F₁ 品種というのは，品種に関する用語で「雑種一代」を意味し，雑種強勢という遺伝の法則を利用した育種方法によって生まれた品種のことである。雑種強勢とは，雑種第一代が両親のいずれよりも大きさや病気・環境に対する抵抗性あるいは生産力などの点ですぐれた形質を示す現象のことである。この雑種強勢によって，異なる種類の親種を交配させると優性因子⁴⁾のみが現れ，均一で強い性質を示す F₁ 品種が出来上がる。雑種強勢は，また，このような雑種強勢は，雑種第一代で最も強く表れ，第二代以降では急速に減退するといわれている。また，F₁ 品種の特徴として，以下の 4 点が挙げられる⁵⁾。

- ① 雑種強勢を示し，生育が旺盛で大型となり生産力が高く，そのため栽培が容易で，収量が高く，優品の生産が可能
- ② 生育が斉一で，形質の勢いが良いこと。そのため，苗の定植や収穫の機械化，出荷・調整の省力化などが容易
- ③ 多くの優良形質を組み合わせることができる。たとえば，病虫害や寒さ・暑さなどの不良環境に強く，栽培が容易で品質の良いものの育成ができる。
- ④ 同一規格の種子の供給が容易である。また，採種をし

ても次代は雑ばくな個体が出現するため、農家は毎年 F1 種子を購入せねばならず、営利的な種苗業が成り立つ。

このように、F1 品種とは、種苗会社にとって安定した利益を見込むことができ、農家にとっても栽培しやすい品種である。野菜指定産地制度の成立や大量生産大量消費という時代の流れに伴い、栽培が容易であり、収量が高く、省力化が可能であり、不良環境に強く、同一規格の種子の提供が可能な F1 品種が在来の固定種にとって代わり、普及していった。

伝統的な野菜が衰退していくなかで、近年、食育や地産地消、食の安全が注目され、消費者意識が変化している。2013 年にユネスコの無形文化遺産に和食が認定されたことも追い風となり、地域固有の伝統を見つめ直す機運が高まっている。2006 年に地域団体商標⁶⁾の制度が始まり、さらに 2015 年から地理的表示保護制度⁷⁾による登録も開始され、こういった制度の整備も地域ブランド作りを後押ししていると考えられる。

伝統野菜は、地域活性化に寄与するだけではなく遺伝資源としても注目を集めている。F1 品種による種子の交配親は固定種であり、固定種がなくなると F1 品種の育成もできなくなる。

地域ブランド作りを後押しする制度の整備、遺伝資源としての固定種野菜への注目、消費者意識の変化などによって、各地で固定種野菜が地域ブランド化され、「伝統野菜」が生まれることになったのである。

III なにわの伝統野菜の概要

現在、なにわの伝統野菜には 18 品目が認証されているが、18 品目すべてが絶え間なく栽培され市場に流通していたわけではない。第 I 章で述べたように、現在、伝統野菜と呼ばれる固定種は時代の流れとともに社会の需要にそぐわなくなっていて市場から姿を消していった。また、なにわの伝統野菜についても同様に衰退し農家に栽培されなくなっていた。しかし、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、府立環農水総研）によるなにわの伝統野菜 4 品目の復活や大阪府の普及活動により、伝統野菜の認証制度が創設されることになる。本章では、なにわの伝統野菜認証制度が始まるまでの様々な活動を踏まえ、なにわの伝統野菜制度の概要や制度における種子に関する規定について概説する。

1) なにわの伝統野菜認証制度が始まるまで

本節では、なにわの伝統野菜制度創設の契機となった「毛馬胡瓜」「田辺大根」「天王寺かぶら」「勝間南瓜」の 4 品目の復活と大阪府によるなにわの伝統野菜の普及活動について説明する⁸⁾。

(a) 「なにわの伝統野菜」4 品目の復活

本項では、現在認証されている 18 品目のうち、4 品目の種子を発掘し復活させた府立環農水総研の活動について説明する。府立環農水総研とは、大阪の大気や河川、海域、森林、農地、都市の緑をフィールドとして、環境の保全、農産物・水産物の安全と安心を総合的に支える研究所である。調査や試験研究並びにこれらの成果の活

用等を行うことで、「豊かな環境の保全及び創造」「農林水産業の振興」「安全で豊かな食の創造」を図り、府民生活の向上させるという目的のもと業務を行っている。府立環農水総研には、農林業の振興並びに農空間の保全・都市緑化等の総合的な調査研究を展開するとともに、残留農薬の分析、農作物・食品の品質評価や農業の担い手の育成などを行う農林分野が存在する。府立環農水総研は、元々は大阪府の機関であったが、2012年に地方独立行政法人化している。独立行政法人化してからも、なにわの伝統野菜に関する業務に関しては、大阪府と協力し継続して行っている。

府立環農水総研では、1980年代から遺伝資源の収集・保存と特性調査を実施し、1990年代後半以降には種子の増殖と配布を行う一方で、優良系統の選抜や高品質安定生産技術の確立に取り組んできた。その取り組みの一環として、大阪市及びその周辺地域における都市化の進展やF1品種への転換により市場から姿を消していた「毛馬胡瓜」「田辺大根」「天王寺かぶら」「勝間南瓜」の4品目の遺伝資源を発掘し、復活させた。

「毛馬胡瓜」は府立環農水総研の前身である大阪府農事試験場が1998年に農林水産省の試験研究機関から種子を取り寄せて試作し特性調査を実施した。その結果を同年に開催された「府内産原料活用推進協議会」で紹介したことや同年11月の大阪府農林水産フェスティバルにおいて鉢植えの毛馬胡瓜を展示し、注目を集めたようだ。

「田辺大根」については1984年に大阪市住吉区の農家から種子を環農水研が譲り受け、特性調査や増殖を続け

ていた。2000年に東住吉区在住の農家から種子分譲の依頼があり、種子の提供を行ったところ、同年に同農家が「田辺大根ふやしたろう会」⁹⁾を結成し、同会の働きかけで、地元の小学校で田辺大根のは種作業が児童によって行われ、テレビや新聞などで報道され、話題となった。

「天王寺かぶら」については、1995年に大阪市住吉区に在住する漬物業者が同区の農家から入手した種子を研究所で試作し、特性調査を行ったところ、天王寺かぶらの一系統である切葉天王寺かぶらであることが判明した。この種子を用いて和泉市の農家が試験栽培し、大阪府漬物事業協同組合が試験加工した漬物が1998年開催の大阪府農林水産フェスティバルで披露された。また、同じく1995年に「天王寺かぶら」の一系統である丸葉天王寺かぶらの種子が大阪市天王寺区の種苗会社にあることが発覚し、その種子を大谷高校の生徒が学校農園で試作したことが地域ミニコミ紙で報道された。

「勝間南瓜」については、2000年に和歌山市の農家から入手した種子を府立環農水総研で試作・鑑定し、種子の増殖を図る一方、河南町の農家が試験栽培した。勝間南瓜の発祥の地である大阪市西成区の生根神社では、毎年冬至の日に「こつま南瓜祭」が執り行われ、「こつま南瓜蒸し神事」として参拝者には蒸した西洋カボチャが振る舞われてきたが、同年にはその一部に「勝間南瓜」が利用され話題となった。

「毛馬胡瓜」「田辺大根」「天王寺かぶら」「勝間南瓜」の4品目の復活は、なにわの伝統野菜認証制度創設の大きなきっかけとなった。なにわの伝統野菜を復活させた

だけでは意味がない。消費者への認知度を上げて栽培農家の人数を増やし、継続的な栽培を続けることに意味がある」という思いを持った関係者が多く存在し、認証制度の創設にも尽力したという¹⁰⁾。

(b) 大阪府による伝統野菜普及への取り組み

先述したように、大阪府では府立環農水総研を中心に1980年代から遺伝資源の収集・保存と特性調査を実施し、1990年代後半以降には種子の増殖と配布を行う一方で、優良系統の選抜や高品質安定生産技術の確立に取り組んできた。2000年度には大阪府農林水産会館40周年記念事業「なにわの伝統野菜の発掘」に取り組み、生産者、流通・飲食・加工業者、行政関係者等の意見交換と創作料理の試食を内容とする検討会を実施したり、講演会「なにわの伝統野菜を知ろう」を開催して普及啓発を行った。また、同年には「なにわの伝統野菜」の展示ほを大阪市に初めて設置し、生産技術の普及啓発を開始した。2001年には「なにわの伝統野菜」の来歴や特性等を記載した冊子『なにわの伝統野菜』とその料理『なにわの伝統野菜アラカルト』を作制し、大阪府内のすべての小中学校や図書館等に配布し、その後も継続的になにわの伝統野菜のPRや加工品開発支援をしたり、普及組織を中心として生産者の販路獲得に努めていた。

更に、2004年からは、近畿2府4県の公立試験研究機関、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター、近畿大学医学部、大阪夕陽丘学園短期大学、大阪あべの辻瀬調理師専門学校と共同

で、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業「近畿地方の伝統野菜の高品質安定生産技術と地産地消モデルの開発」に取り組んでいる。同事業では、「田辺大根」「天王寺かぶら」「毛馬胡瓜」の高品質安定生産技術の確立と新たな調理メニューの開発、食育・地産地消モデルの開発等の試験研究を行っている。

そのような取り組みの結果、2005年には、大阪市等と連携して、なにわの伝統野菜推進委員会¹¹⁾を設置するとともに、なにわの伝統野菜認証制度を創設した。

2) なにわの伝統野菜認証制度とは

大阪府では、2005年から「なにわの伝統野菜認証制度」が始まった。古くから大阪府内で生産され、大阪の農業と食文化を支えてきた歴史や伝統を持つ大阪独自の野菜を認証することで、伝統野菜を府民にPRし、地産地消を進め、大阪農業の振興を図ることが認証制度の目標として設定されている。制度においては、生産者や加工食品の製造者や小売店、料理店が販売する野菜や、「なにわの伝統野菜」を使用した食品や調理品に「なにわの伝統野菜」であることをPRするために認証マークを表示することができる。

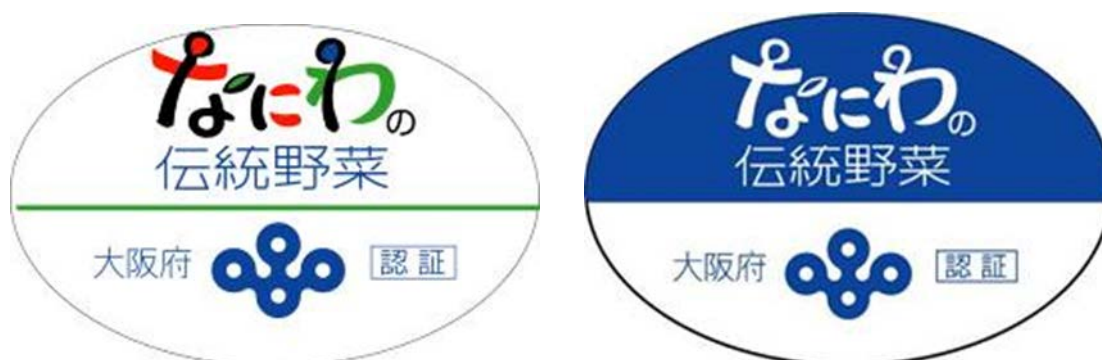
なにわの伝統野菜認証制度が開始された当初の2005年10月時点では、認証されている伝統野菜は15品目であった。2007年には守口大根、2008年には碓井豌豆、2017年には、難波葱が追加されており、2018年現在はなにわの伝統野菜として認められている品目は18品目¹²⁾となっている。これらの品目は、なにわの伝統野菜推進委員

会認証部会¹³⁾によって調査された後、なにわの伝統野菜として承認されている。

大阪府に認証マークの使用を申請する他、原産地市町村で生産または加工、販売する場合はその市町村を通じて大阪府に申請することができる。したがって、なにわの伝統野菜及びその加工品等に使用することができる認証マークには、2つの種類がある。

1つ目は、大阪府の認証マークである。大阪府なにわの伝統野菜の認証要素を満たし、各地にある農と緑の総合事務所農の普及課¹⁴⁾を通じて知事に申請し、認証されたものに承認されるマークである（図1）。

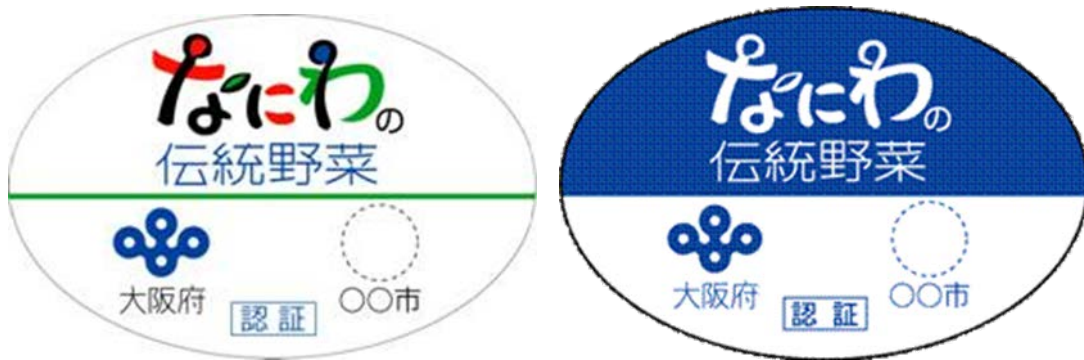
図1 大阪府のなにわの伝統野菜認証マーク



出典：大阪府ホームページ

2つ目のマークは、大阪府だけでなく、原産地の市町村と共同で認証するマークである。図2からも分かるように、マーク内の右下部分に原産地域の市町村名と市町村章が入る。原産市町村を通じて申請する場合は、その市町村で審査したあと、市町村経由で大阪府に申請をしたうえで大阪府においても審査する。

図 2 大阪府と原産地域の共同認証マーク



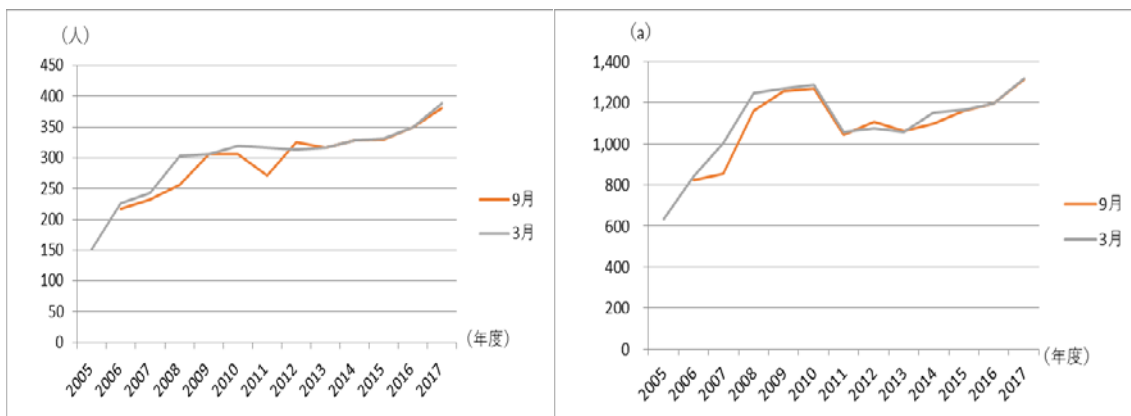
出典：大阪府ホームページ

大阪府は、なにわの伝統野菜の定義として以下の3つの要素を満たすものとしている。

- ① 概ね100年前から大阪府内で栽培されてきた野菜
- ②、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目、品種であり、栽培に供する苗、種子等の確保が可能な野菜
- ③ 府内で生産されている野菜

また、認証マークの申請書にもとづくなにわの伝統野菜の生産者数及び栽培面積は減少している年度もあるが、概ね増加傾向にある（図3）。

図 3 なにわの伝統生産者数（左）と栽培面積（右）



出典：大阪府庁への聞き取りをもとに筆者作成。

なにわの伝統野菜の認証を受けることができる生産者は、府内に居住する生産者、もしくは府内に居住する生産者で組織する集団である。また、生産物は府内で生産された伝統野菜に限られる。

食品加工会社・外食業者・青果販売業者については、府内に事業所を有し、かつ府内に所在する製造所等で加工品を生産又は製造している者、もしくは、前述したなにわの伝統野菜目的を達成するため、知事が適当だと認める者が認証マークを使用することができる。

認証を受けるためには大阪府のみに認証マークの使用を申請する他、原産地市町村で生産または、加工、販売する場合はその市町村を通じて大阪府に申請することができる。認証の申請受付期間は、農業者の生産認証については、毎年2月1日から2月末日及び8月1日から8月末日である。また、食品加工会社・外食業者・青果販売業者の認証については、毎年3月1日から3月15日及び9月1日から9月15日である。また、農業者について

も食品加工会社・外食業者・青果販売業者についても、この期間内であればいつでも自由に申請をすることができる。

農業者がなにわの伝統野菜の認証を申請する場合は、なにわの伝統野菜認証マーク使用申請書に必要事項を記入し、各地にある農と緑の総合事務所農の普及課を通じて知事に申請する。また、生産者の団体で団体申請を行うことも可能であり、そのような場合は、なにわの伝統野菜認証マーク使用申請書の他に、団体規約及び名簿等の資料を添付することになっている。生産者団体で認証を行う場合は、団体として認証をうけるのみではなく農家個人の認証も兼ねている。なにわの伝統野菜認証マーク使用書類に記載する内容は、「品目」「ほ場の所在地市町村名」「栽培面積」「苗、種子の入手方法」の4つである。「苗、種子の入手方法」に関しては、府立環農水総研より、自家採種、種苗店より、その他という4つの入手経路のうち当てはまるものを記入する。

農業者以外の加工業者などが認証マークを申請する場合も、農業者と同様になにわの伝統野菜認証マーク使用申請書に必要事項を記入し、提出する。その場合、申請書には「認証マーク使用所在地」「認証マーク使用対象」「使用する伝統野菜の種類」「販売する加工品等の種類と伝統野菜の使用法」「伝統野菜を使用した商品等の提供可能時間」「伝統野菜入手方法」の5つの項目がある。「伝統野菜の入手方法」については、スーパーマーケットや市場等を経由して仕入れている場合、そのスーパーマーケットや市場等に伝統野菜を卸している生産者が認証さ

れている場合は認証される。そのような場合は、当該スーパーマーケットや市場等に電話などの方法で、伝統野菜の仕入れ先を確認しているという¹⁵⁾。また、生産者から直接伝統野菜を入手している場合も同様に、生産者が認証していれば加工業者等も認証される。

大阪府は、なにわの伝統野菜認証に関して、金銭的な支援や優遇は一切していないが、大阪府のホームページにおいて「なにわの伝統野菜」に関する販売・イベント情報を随時公開しており、PR活動には全面的に協力している。

3) なにわの伝統野菜認証制度における種子に関する規定

なにわの伝統野菜の認証制度においては、種子に関して厳しい規制が存在する。本節では、なにわの伝統野菜の種子に関する規定について説明する。

先述した通り、なにわの伝統野菜のには3つの定義があり、そのなかには「苗、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目品種であり、栽培に供する苗、種子等確保が可能な野菜」という条件が存在する。大阪府が作成したなにわの伝統野菜認証要領¹⁶⁾によると、「苗、種子等の来歴が明らかで、大阪独自の品目品種であり、栽培に供する苗、種子等確保が可能な野菜」とは、以下の3つの要件のうち、いずれかを満たすものとされている。

① 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所から種子の提供を受けたもの及びその種子から自家採種したものであり、自家採種については地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究

所から提供を受けた原種から 1 回のみとし，原種は毎年提供を受け，毎年，種子を更新するものとする。

② 在来品種を自家採種したもの。

③ なにわの伝統野菜の苗，種子を販売する種苗店から購入したもの。

このように，なにわの伝統野菜として認証される種子には大きく分けて 3 つある。1 つ目は，府立環農水産総研から種子を購入する方法である。2 つ目は，原産地域で一元的に管理され再生産されてきた在来品種を自家採種する方法である。3 つ目は，大阪府が認めている種苗会社から種苗を購入する方法である。本節では、これらの 3 つの種子の入手方法について詳述する。

(a) 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所から入手する場合

府立環農水総研では，鳥飼茄子，天王寺かぶら，田辺大根，毛馬胡瓜，勝間南瓜，難波葱の 6 つの品種の種子を農家に有償で配布している（表 1）。

また，府立環農水総研から配布される種子においては，1 度の自家採種が推奨されている。自家採種を推奨する理由としては，なにわの伝統野菜の生産に使用される種苗のすべてを府立環農水総研の種子のみで賄うことは不可能だからである。

表 1 府立環農水総研から配布される種子の価格

品目	値段
鳥飼茄子	366円/10ml
天王寺かぶら	500円/10ml
田辺大根	500円/10ml
毛馬胡瓜	300円/1ml
勝間南瓜	130円/1ml
難波葱	1500円/10ml

出典：府立環農水総研への聞き取り調査をもとに
筆者作成。

(b) 在来品種を自家採種する場合

在来品種を自家採種する方法については2つの方法がある。1つ目は、原産地域で一元的に種子を管理し維持してされてきた品目を原産地域内で自家採種する方法である。2つ目は、研究所や種苗会社から原種を入手し、その種子を自家採種する方法である。

まず、原産地域で一元的に種子を管理し維持してされてきた品目を自家採種する方法について説明する。「原産地域内で一元的に種子を管理し維持してきた品目」とは、古来より原産地域内で生産を続け、自家採種によって地域内で種子を再生産してきた品目のことである。なにわの伝統野菜においては、高山真菜、高山独活、碓井豌豆、吹田慈姑の4つが原産地内で再生産されつづけた品種としてあげられる。このような品目の種苗については、種苗会社に取り扱っていないこともあり、地域内で自家採種によって再生産される品種の種苗が、なにわの伝統野菜の種子として認められる。また、地域外の者がそのよ

うな一元的に地域内で再生産される品目を栽培する場合、品種を維持管理している地域の組織等から種子を譲り受けて栽培することが承認の要件となっている。

次に、府立環農水総研や種苗会社から原種を入手し、自家採種する方法について説明する。研究所や大阪府に認定されている種苗店から購入した種子を購入し、その種子を自家採種することもできる。なにわの伝統野菜の種子は基本的に1度までしか自家採種してはいけないことになっている。1度までしか自家採種してはいけない理由としては、雑種交配して形質が変わってしまうことを防ぐためである。なにわの伝統野菜認証要綱や大阪府が発行しているリーフレット「なにわの伝統野菜」に記載されている18品目の形質や特徴とは異なる形質を持つ野菜ができると消費者の信用を損なう恐れがあることから、種苗の入手方法に厳しい制限がかけられている。したがって、大阪府なにわの伝統野菜認証制度は日本で最も厳しい規定のもとで運営されているといわれている¹⁷⁾。次の年に原種が更新されるうえに、1度の自家採種では形質に大きな変化はないという判断のもと、1度のみの自家採種は許可されている。

(c) 種苗店から購入する場合

大阪府のホームページによると、大阪府が認めているなにわの伝統野菜の種苗を販売する種苗店は5つあげられる¹⁸⁾。会社名、所在地、及び取り扱っているなにわの伝統野菜の品目について以下の表にまとめた。

表 2 なにわの伝統野菜の種子を購入できる種苗店

種苗会社	取り扱っている種苗の品目
赤松種苗	金時人参，大阪しろな，天王寺かぶら，田辺大根，芽紫蘇，泉州黄玉葱
石原種子株式会社	毛馬胡瓜，玉造黒門越瓜，勝間南瓜，金時人参，大阪しろな，天王寺かぶら，田辺大根，芽紫蘇，泉州黄玉葱
株式会社フジイシード	金時人参，泉州黄玉葱
藤原種苗店	金時人参，大阪しろな，天王寺かぶら，泉州黄玉葱

出典：大阪府ホームページをもとに筆者作成。

表 2 に記載した種苗店以外から購入した種苗においても，なにわの伝統野菜と認められる場合もある。大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消グループへの聞き取りによると，表 2 に記載した種苗店からなにわの伝統野菜の種苗を仕入れている種苗店は，認証の対象になるという。その場合は，認証を申請した際に，認証の担当者が当該種苗店に連絡を取り，種苗の仕入れ先を調査する。種苗の仕入れ先が上述した種苗店である場合，なにわの伝統野菜として認証される。

以上のように，なにわの伝統野菜として承認される種苗の入手方法には，多くの制限がかけられている。また，このような制限はすべて，なにわの伝統野菜という地域ブランドへの消費者の信用を守るためであると考えられる。

IV なにわの伝統野菜の生産者団体における実態

第 III 章では、なにわの伝統野菜の概要と種子に関する規定について説明した。そこで、本章では、「JA 大阪南中河内松原地区難波葱部会」「JA 大阪南なにわの伝統野菜部会」「大阪市なにわの伝統野菜生産者協議会」という 3 つのなにわの伝統野菜生産者団体への聞き取り調査をもとに生産者団体の実態について考察する。

1) JA 大阪中河内松原地区難波葱部会

なにわの伝統野菜として認証されている難波葱を栽培する生産者団体として、JA 大阪中河内松原地区難波葱部会（以下、難波葱部会とする）が挙げられる。本節では、JA 大阪中河内への聞き取り調査をもとに記述する¹⁹⁾。

まず、難波葱部会を設立する経緯について説明する。難波葱は、大阪市難波周辺で江戸時代からさかんに栽培されていた。葉の繊維がやわらかく、強いぬめりと濃厚な甘みが特徴で、株立（分けつ）が多いという性質がある。しかし、根がしっかりしている分、収穫に手間がかかり、加えて「ぬめり」が強く、機械での加工に向かないことから、徐々に現在流通している青葱が市場で増え、難波葱を栽培する農家は減少した。天王寺かぶらの認証を働きかけていた人々が難波葱の認証にも動き出し、およそ 10 年間の認証に向けての活動を経て、2017 年 3 月、大阪府からなにわの伝統野菜に認証された。また、同年には、松原ブランド「La Matsubara」²⁰⁾にも認定されている。難波葱がなにわの伝統野菜に認証される以前は、生産者は大阪市内に 2 人、松原市に 1~2 人程度であった

が、大阪市の生産者は高齢であり、彼らが難波葱を卸していた飲食店などを松原市の農家に譲るという話が出てきたため、松原市で難波葱を生産する農家を募ったそうである。そうして、松原市内の難波葱の栽培農家が増加した。そのような経緯で、JAで難波葱部会を立ち上げることになったという。

難波葱部会の現在のメンバーは2018年に加入した2人を含めて15人であるが、2018年に加入した2人のうち1人はまだ難波葱を栽培してはいないという。難波葱部会のメンバーは60代から70代の農家の方がほとんどである。メンバーは難波葱だけでなくほかの野菜も栽培しているという。また、部会のほとんどのメンバーは難波葱部会に所属する以前は、難波葱を栽培したことがなかったという。難波葱がなにわの伝統野菜の品目に追加されたことを機に、「エコ農産物」²¹⁾を中心に直売所で販売していた松原地区には特筆すべき特産品がなく、難波葱を特産品として売り出したい」という思いを抱き、栽培を始めたメンバーが多いという。難波葱の生産地は松原市以外にも堺や河内長野、河南町があり、それぞれ生産者団体が存在するが、難波葱を専門とする生産者団体は難波葱部会のみである。

部会に所属する以前は難波葱を栽培していなかった農家が多いことから、試行錯誤しながら難波葱を栽培しているメンバーも多い。そこで、部会が設立される以前から難波葱を作っているメンバーの持つ栽培に関する技術の共有をするために、SNS等を利用し、栽培に関する相談や報告をしているという。また、種子の採種はメンバ

一各個人に一任しているという。しかし，採種に失敗した農家に，多く採種した農家が難波葱の種子を分配することはあるという。

2) JA 大阪南なにわの伝統野菜部会

なにわの伝統野菜を複数品目栽培する生産者団体として，JA 大阪南なにわの伝統野菜部会（以下，なにわの伝統野菜部会とする）が挙げられる。本節では，JA 大阪南への聞き取りをもとに，なにわの伝統野菜による伝統野菜生産の概要や実態について記述する²²⁾。

府立環農水総研によって毛馬胡瓜が復活した際に，府立環農水総研が毛馬胡瓜の栽培を河南町の農家数軒に依頼し、その農家によって毛馬胡瓜が細々と栽培されていた。2004年には，河南町に「道の駅かなん」がつくられ，地域の農産物の展示・PRをはじめ，地場農産物，手づくりの加工品等を販売する農村活性化センターが設置されている。「道の駅かなん」において，なにわの伝統野菜の販売をはじめたことがきっかけとなり，河南町近辺でなにわの伝統野菜を栽培する農家が徐々に増えた。生産者の増加に伴って，なにわの伝統野菜の栽培農家の組織化が大阪府の農の普及課によって実施され，「なにわふるさと野菜生産出荷組合」が組織された。結成当時は大阪府が管轄していたが，2005年からJAで管理することになり、その際に，現在の「JA 大阪南なにわの伝統野菜部会」という名称に変更になった。

なにわの伝統野菜部会は，JA 大阪南の組合員である南河内地区のなにわの伝統野菜栽培農家によって構成され

ている。部会発足当初の 2005 年には、15 人程度であった部会のメンバーは、2008 年には 20 人、2018 年現在は 42 人となっている。ごく少量しか栽培していない農家や毎年栽培するとは限らない農家もいる。部会メンバーは高齢の方が多い。具体的には、30 代が 1 人、40 代が 1 人、その他のメンバーは 60 代及び 70 代である。「道の駅かなん」ができたことがきっかけで、なにわの伝統野菜を普及していこうという思いを持った農家が増え、部会に加入した人が多いそうである。また、伝統野菜への思いだけでなく、「道の駅かなん」での伝統野菜の売り上げがある程度見込める点も、部会のメンバーが増えた要因であったという。

出荷先としては、主に直売所と大阪市東住吉区にある大阪中央卸売市場東部市場の 2 つがあげられる。門真市の学校が食育に力を入れており、東部市場から料理店や門真市の学校などに卸している。また、個々の農家が直接飲食店と契約をして卸す場合もある。

部会のメンバーが栽培に使用する伝統野菜の種子の入手先は多様である。田辺大根、天王寺かぶら、勝間南瓜、鳥飼茄子、毛馬胡瓜、難波葱の 6 品目に関しては府立環農水総研から原種を購入している。碓井豌豆に関しては、碓井豌豆を守る会²³⁾から分譲してもらっている。その他の品種は、大阪府に認められている種苗会社から購入している。また、購入した種子から自家採取することもあるという。

42 人の部会のメンバーのうち、採種をするのは一部の農家だけである。採種をする農家は、採種のみをするわ

けではなく、野菜の収穫・出荷と並行して採種をしている。採種は、なにわの伝統野菜の栽培歴が長く採種に慣れている人に任せており、その種子を部会のメンバーに分配している。採種をするときに最も注意することは、交配しないようにすることであり、部会内で一部の農家が採種をすることによって、交配する可能性を低くする目的がある。また、少量だと種苗会社から種子を購入できないこともあるため、生産者団体を組織すると、一括で伝統野菜の種子を購入できることも利点であるという。

なにわの伝統野菜は、市場に流通している F1 品種より高価格で販売する必要があるため、販売には苦戦を強いられている。また、収量も少ないため、供給も安定しない。部会のメンバーは、伝統野菜の栽培において、利益を出すことよりも、伝統野菜を守るという気持ちで栽培している人が多いという。伝統野菜のみの栽培では十分な利益を確保できないため、ほとんどの農家は他の野菜も栽培している。

3) 大阪市なにわの伝統野菜生産者協議会

大阪市でなにわの伝統野菜を生産する生産者団体として「大阪市なにわの伝統野菜生産者協議会」（以下、協議会とする）があげられる。本節では、協議会への聞き取り調査から得られた情報をもとに記述する²⁴⁾。

協議会のメンバーは現在、17人程度であり、「大阪市なにわの伝統野菜」²⁵⁾に認証されている9品目のうち芽紫蘇以外の8品目を生産している。協議会のメンバーは大阪市においてなにわの伝統野菜を栽培する農家であるが、

協議会のメンバーの大半はなにわの伝統野菜を少量しか栽培していないという。また、協議会のメンバーが主として栽培しているのは、田辺大根と天王寺かぶらであるという。

協議会においても、メンバー同士の協力体制が存在する。例えば、ある農家の卸先の注文に当該農家の農作物の収穫が間に合わない場合、協議会の別のメンバーに納品を委託することがあるという。

また、種子の入手に関しては、メンバー個人に任せているという。協議会のメンバーはそれぞれ、種苗会社や府立環農水総研から購入、または大阪府の定める規定のもとで自家採種をしている。原種から採種が許されている回数は1度のみであるため、1度の採種で3年分の種子をとるという。保存状態が良好だと、数年間は種子の特性は劣化しないという。1度の採種で3年分採種する理由は、府立環農水総研の設定している価格は、一般的な同品種の種子の価格の最大10倍にもなるからであるという。

4) 生産者団体における実態

第1節から第3節では、なにわの伝統野菜の3つの生産者団体について、聞きとり調査の内容をもとに記述した。本節では、それら3つの団体の聞き取り調査の内容をまとめ、なにわの伝統野菜の生産についての実態を考察する。3つの生産者団体においては、団体に所属する人数や栽培している品目数、団体が結成された経緯等、異なる部分は多々あるが、それぞれの団体で共通していることが3点あると考えた。

まず、なにわの伝統野菜以外の野菜も併せて栽培している点があげられる。伝統野菜のみの栽培では卸先が不十分であり生活するための十分な収入が得られないためという理由が、3つの団体への聞き取り調査で共通していた。つまり、京野菜とは異なり、需要が少ないと考えられる。また、固定種の野菜はF1品種に比べると、収量も少なく収益も少ない傾向がある。協議会への聞き取り調査によると、府立環農水総研から購入する種苗は、民間の種苗会社から購入する種苗よりも高価であるという。なにわの伝統野菜認証制度の種子に関する厳しい規定によって、農家は金銭的な負担を強いられている場合もあると考えられる。

また、種苗の入手先や自家採種について大阪府の定める規定を遵守したうえで、それぞれの団体内において独自の協力体制が存在するという点も共通している。種苗の入手方法や自家採種の形態は異なるが、それぞれの団体で大阪府が定めた種子の入手方法を遵守していた。そのうえで、栽培方法や卸先の共有など、独自の協力体制を築いている。そうすることで、栽培が難しくF1品種に比べて利益をあげにくい伝統野菜の継続的な栽培を可能としている。

そして、どの生産者団体のメンバーも、金銭的な利益を得るためというよりは伝統野菜を守りたいという気持ちでなにわの伝統野菜を栽培している人が多いという点もあげられる。F1品種と比べて農家にとって金銭的な利益が少ない伝統野菜の栽培を普及には、このような思いを持った農家を増やすことが重要になってくると考えら

れる。

V おわりに

本稿では、大阪府なにわの伝統野菜を事例として、伝統野菜の地域性の維持について種子という側面から調査し、育種技術の発展及び生産の実態を踏まえて考察してきた。なにわの伝統野菜認証制度において、認証される種子には多くの制限がかけられており、その制限は地域性を維持する目的で作られたと考えられる。また、その制限によって農家に金銭的な負担を強いられている場合もあることが、生産者団体への聞き取り調査によって明らかになった。

第 I 章でも述べたように、伝統野菜としての需要が高まると、品種改良や原産地域内での生産が必要になり、地域性の維持が難しくなる。一方で、伝統野菜の需要が少ないと、栽培農家が減少し、衰退もしくは絶滅してしまう恐れがある。野菜の地域ブランド化においては、こういった二面性が存在する可能性がある。

なにわの伝統野菜認証制度においては、伝統野菜の地域性を種子に関する多くの規定によって維持しようと試みている。しかし、一方で、そのような規定が、伝統野菜の栽培農家に金銭的な負担を強いている場合もある。固定種から F1 品種へと時代が移り変わった原因に利益が上がりやすいといった点があったように、農家の多くは農作物による収益を重要視する。したがって、大阪府なにわの伝統野菜認証制度の規定が農家に金銭的な負担を強いることもある現状では、なにわの伝統野菜の栽培農

家の増加は難しいと考えられる。このように、なにわの伝統野菜においては、種子に関する規定が地域性を維持することに寄与している一方で、農家に負担がかかっているという状況であるといえる。

大阪府なにわの伝統野菜では、他地域の伝統野菜にはあまりみられない種子に関する多くの規定があり、他地域の伝統野菜とは異なる問題を抱えていると考えられる。このような現状が、「なにわの伝統野菜」という地域ブランドにどのように影響していくのか、今後も注目していきたい。

謝辞

本論文を執筆するにあたり，大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消グループ，JA大阪中河内松原地区難波葱部会，JA大阪南なにわの伝統野菜部会，大阪市なにわの伝統野菜生産者協議会の皆様には大変お世話になりました。ご多忙の中，丁寧に質問に答えてくださり，誠にありがとうございました。また，テーマを決める段階から執筆に至るまで山崎孝史教授には大変お世話になりました。末筆ではありますが，ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

注釈

1) 主要な野菜について，一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに，その価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付，あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付等の措置を定めることにより，主要な野菜についての当該生産地域における生産及び出荷の安定等を図り，野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とする法律である。

2) 多少とも遺伝質が違う個体が混ざって雑ぱく個体群の中から特定の好ましい遺伝質をもつ均一な個体を選抜したり，あるいは逆に不良な遺伝質を除去したりして新品種を作りだす育種方法である。

- 3) 特性の異なった個体を含む作物の集団から，希望する特性をもつ個体を選び出す操作による育種方法である。
- 4) 遺伝子の 2 つの型のうち，特徴が表れやすい遺伝子のことである。2017 年，日本遺伝協会によって「優性」という語句を使用せず「顕性」を使用することになった。
- 5) 西（1988），p.69 による。
- 6) 一定の条件を満たした「地域名+商品・役務名」の文字から構成される商標のことである。
- 7) 地伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が，品質等の特性に結びついている商品の名称（地理的表示）を知的財産として登録し，保護する制度のことである。
- 8) 本節の本文中の引用は，特に断りがない場合には，内藤・森下（2007）からの引用である。
- 9) 田辺大根の原産地である大阪市住吉区田辺地区において田辺大根を PR し，栽培を促進する取り組みをしている団体である。
- 10) 府立環農水総研への聞き取り調査による。
- 11) 農協，生産者団体，市場，大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消グループ，種苗組合，大阪府流通対策室，府立環農水総研，料理組合の代表者を中心とした組織である。
- 12) 現在，大阪府なにわの伝統野菜に認証されているのは，「難波葱」「毛馬胡瓜」「玉造黒門越瓜」「勝間南瓜」「金時人参」「大阪しろな」「天王寺かぶら」「田辺大根」「芽紫蘇」「服部越瓜」「鳥飼なす」「三島独活」「吹田慈姑」「泉

州黄玉葱」「高山真菜」「高山牛蒡」「守口大根」「碓井豌豆」の18品目である。

13) 市町村，JA，大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消グループ，府立環農水総研，農の普及課の代表者によって組織されている。

14) 農林業の振興，農地等の基盤整備，緑化の推進，自然環境の保全等に取り組むために大阪府の各地域に設置されている出先機関のことである。

15) 大阪府環境農林水産部農政室推進課地産地消グループへの聞き取り調査による。

16) 大阪府ホームページによる。

17) 府立環農水総研への聞き取り調査による。

18) 大阪府のホームページには5つの種苗会社の名前が掲載されているが，藤田種子株式会社については，なにわの伝統野菜の種子の販売を取りやめているため，表2には記載していない。

19) 本節の本文中の引用は，特に断りがない場合には，JA大阪中河内松原地区難波葱部会への聞き取り調査からの引用である。

20) 大阪府松原市を広くPRすることを目的に松原ブランド協会によって立ち上げた「まつばらブランド」である。

21) 農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えて栽培された大阪府が認証する農産物のことである。

22) 本節の本文中の引用は，特に断りがない場合には，JA大阪南なにわの伝統野菜部会への聞き取り調査からの

引用である。

23) 碓井豌豆の原産地である羽曳野市碓井地区において、碓井豌豆の生産や PR 活動を行っている団体である。

24) 本節の本文中の引用は、特に断りがない場合には、大阪市なにわの伝統野菜生産者協議会への聞き取り調査からの引用である。

25) 2005 年 2 月から「大阪市なにわの伝統野菜」として、9 品目の野菜が認証されている。認証されているのは、「天王寺かぶら」「田辺大根」「金時人参」「大阪しろな」「毛馬胡瓜」「源八もの（芽紫蘇）」「玉造黒門越瓜」「勝間南瓜」「難波葱」の 9 品目である。

参考文献

阿部希望（2015）：『伝統野菜をつくった人々「種子屋」の近代史』農山漁村文化協会。

片上敏喜（2011）：「地域固有の食文化が観光の対象となるまでの形成過程に関する一考察—大和の伝統野菜を事例として—」日本観光研究学会，23-1，3-9 項。

鬼頭弥生（2008）：「地域ブランドの品質規定における正当化の論理」地域農林経済学会，44-2，337-346 項。

齋藤陽子（2018）：「小麦遺伝的基礎の多様性と品種改良への貢献—農業生物資源ジーンバンクデータの分析から—」フロンティア農業経済研究，20-2，82-94 項。

住田敦（2000）：「21 世紀は飽食か飢餓か 20 世紀を振り返って新世紀の野菜育種を考える」農林水産技術研究

ジャーナル, 23-1, 25-26 項。

武田元吉・山本皓二 (1991):『育種学入門』川島書店

富吉満之 (2015):「台湾における在来種子の保全体制の
発展段階—政府機関, 種苗会社, NPO の役割に関する
台日韓の比較から—」農林業問題研究, 52-3, 221-226

鶴田格・藤原佑哉 (2004):「伝統野菜のタネの地域内保
全の現状と課題—奈良県の大和野菜を事例として—」,
農林業問題研究 50-2, 167-172 項

内藤重之・森下正博 (2007):「『なにわの伝統野菜』の復
活と地域・産業振興の取り組み」大阪府立食とみどりの
総合技術センター研究報告, 43, 5-12 項

西貞夫 (1988):『野菜のはなし I』, 技報堂出版株式会社。

根本和洋・西川芳昭 (2007):「小規模種苗会社による地
方品種遺伝資源の管理と地域適応品種育成における農
民参加の可能性」信州大学農学部紀要, 43-(1-2), 73-81
項。

藤田智 (2005):「野菜の地方品種と地域生活のかかわり
に関する研究」恵泉女学園大学園芸文化研究所報告,
園芸文化 2, 118-125 項。

山下俊正 (1996):「野菜類の新品種の生い立ち」日本食
生活学会誌, 7-1, 16-23 項。

吉川宏昭 (1996):『野菜の生産・流通技術—30年の軌跡
—』農林統計協会。

周瑋生・孫鵬程・王鳳陽・錢学鵬・仲上健一 (2016):「地
域ブランドとしての『京野菜』の現状と課題に関する
研究」政策科学 24-1, 1-13 項。

参考ウェブサイト

大阪市ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000119574.html> (最終閲覧日 2019年1月14日)

大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/naniwanonousanbutu/dentou.html> (最終閲覧日 2019年1月13日)

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 (2008) :

「世界ではじめて野菜のハイブリッド品種をつくった柿崎洋一」 <https://www.jataff.jp/senjin4/23.html> (最終閲覧日 2019年1月12日)

農林水産省 (1966) : 「地域団体商標制度」

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm (最終閲覧日 2019年1月14日)

La Matsubara : <http://www.la-matsubara.jp/about.html>

(最終閲覧日 2019年1月14日)

(20,467字)